

○飯塚市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

平成29年12月15日

飯塚市告示第356号

(趣旨)

第1条 この告示は、軽自動車税納税証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第97条の2に規定する書面をいい、以下「納税証明書」という。)の有効期限に関し必要な事項を定めるものとする。

(有効期限)

第2条 納税証明書の有効期限は、当該軽自動車税の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替の方法により納付される軽自動車税で、次期納期限の日から当該口座振替の結果が指定金融機関(地方自治法施行令(昭和22年政令第15号)第168条第2項に規定する指定金融機関をいう。)から市に通知された日の翌日(その日が休日(飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)までの間に納税証明書(継続検査(法第62条に規定するものをいう。)用のものに限る。)の交付申請があったときは、納税証明書の有効期限を当該納税証明書の有効期限が属する年の6月15日まで延長することができる。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。